

第3次宝達志水町行財政改革大綱



平成28年2月

宝達志水町

【目 次】

第1章 第3次行財政改革大綱策定にあたって	1
1 第3次行財政改革大綱策定にあたって	1
2 現況と課題	1
2.1 財政状況	1
2.2 第2次行財政改革大綱の達成度評価	4
3 第3次行財政改革大綱の基本方針	6
3.1 人材育成による行財政改革の推進	6
3.2 協働のまちづくりの視点による行財政改革の推進	6
3.3 効果的で効率的な行財政運営による行財政改革の推進	6
4 計画期間	7
5 推進体制	7
第2章 取組内容	8
1 人材育成による行財政改革の推進	8
1.1 人事評価制度の活用	8
1.2 経営的視点、政策形成能力を持った職員の育成	8
1.3 多様な人材の登用と活用	8
2 協働のまちづくりの視点による行財政改革の推進	9
2.1 住民協働のまちづくり	9
2.2 施設管理の見直し	10
3 効果的で効率的な事務事業運営による行財政改革の推進	10
3.1 不採算事業の抜本的見直し	10
3.2 事務事業の整理合理化と効果的な推進	10
3.3 自主財源の確保	11
3.4 補助金、使用料、委員報酬等の見直し	11
● 資料編	
1 財政収支見直し	資料編-1
2 第3次宝達志水町行財政改革推進体制	資料編-2
(1) 第3次宝達志水町行財政改革推進体制図	資料編-2
(2) 第3次宝達志水町行財政改革審議会	資料編-3
(3) 第3次宝達志水町行財政改革推進本部	資料編-3
(4) 第3次宝達志水町行財政改革専門部会	資料編-4
3 策定経緯	資料編-5
4 用語解説	資料編-7

第1章 第3次行財政改革大綱策定にあたって

1 第3次行財政改革大綱策定にあたって

本町では平成18年3月に第1次行財政改革大綱、平成23年3月には第2次行財政改革大綱を策定、不断の行財政改革に取り組んできました。この間、地方分権のさらなる進展による事務量の増大、東日本大震災等に伴う住民の安全・安心への意識の高まりなどから、町が担うべき役割はますます高度化、多様化してきています。

一方、国の景気対策の推進にかかわらず、その効果を地方が実感するには至っておらず、現状としては地方の景気低迷による雇用環境の悪化や人口減少等による税収減、少子・高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増大がみられるなど、町の行財政運営を巡る環境は依然として厳しいものがあります。さらに今後は地方交付税の合併算定特例の終了に伴う減額など、一層厳しい環境にさらされることが予想されています。

このように厳しい行財政運営環境が続く中で、引き続き「住民福祉の向上を図る」とともにその遂行に当たっては「最少の費用で最大の効果を挙げる」という行財政運営の基本を堅持しつつ、将来展望に立って今後の行財政運営の指針とすべく「第3次行財政改革大綱」を策定しました。

2 現況と課題

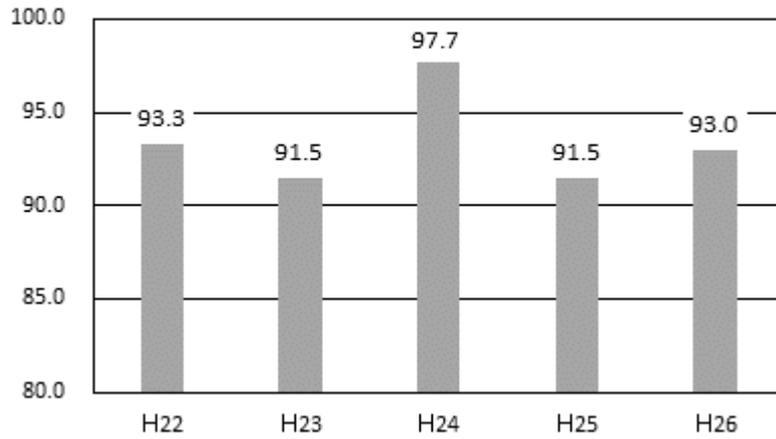
2.1 財政状況

本町の財政上の現況と課題をまとめると、(1) 高水準で推移する経常収支比率^(*01)、(2) 実質公債費比率^(*02)のさらなる健全化の必要性、(3) 高水準な将来負担比率^(*03)にみる将来負担軽減の必要性、(4) 巨額の地方債発行残高、があげられます。第2次行財政改革の遂行によって改善がみられたものの、未だ十分といえる状況には至っていません。

(1) 高水準で推移する経常収支比率

本町の経常収支比率は、合併時の平成16年度決算において89.5%と、すでに弾力性を失いつつある状況でありましたが、その後も学校施設、保育所、ケーブルテレビ施設、下水道施設など、相次ぐ大型建設事業の償還に係る公債費や補助費等の増加などにより硬直化がさらに進み、極めて高い状況が続いています。

経常収支比率の推移(%)



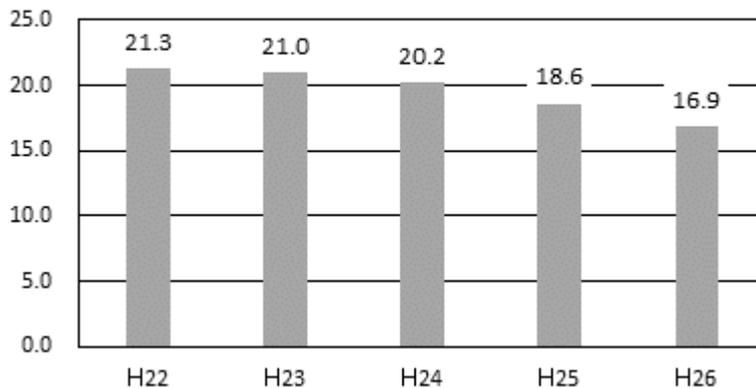
類似団体: 85.9(H25)

(2) 実質公債費比率のさらなる健全化の必要性

本町の実質公債費比率は年々改善してきており、平成 26 年度決算において起債許可団体の基準である 18%を下回りました。これは、繰上償還により元利償還金等が減少したことによるものです。

この 5 年間で改善がみられたとはいえ、まだまだ高い水準であることは事実であり、今後、普通交付税の合併算定特例が終了することに伴い数値の上昇が予想されること、学校施設、保育所、ケーブルテレビ施設、下水道施設など相次ぐ大型事業の元金償還があることなどから、地方債発行額の抑制や繰上償還を実施しながら公債費の適正化に向けた取組みが必要となります。

実質公債費比率の推移(%)

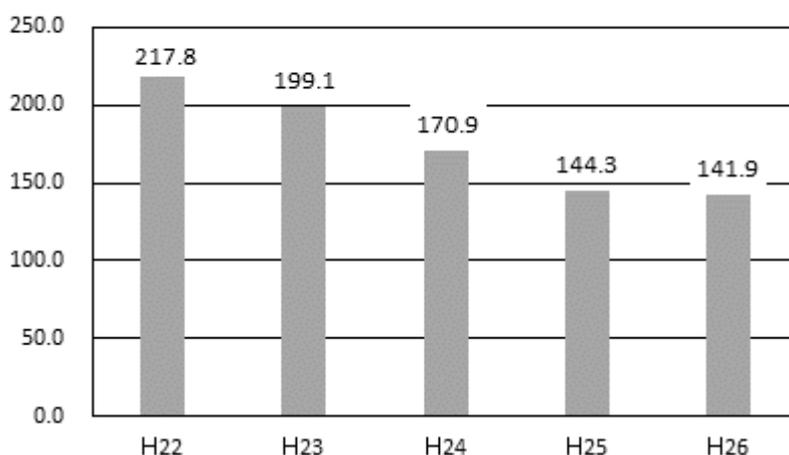


類似団体: 10.1(H25)

(3) 高水準な将来負担比率にみる将来負担軽減の必要性

本町の将来負担比率が類似団体の平均に比べ極めて高い要因は、一般会計や下水道事業会計における地方債残高が主なものであり、近年は地方債の発行を抑制するなど、かなり低下はしているものの、依然として高い水準となっています。将来の負担軽減のためには、地方債発行額の抑制、繰上償還による地方債現在高の削減、充当可能基金の積立てなどを積極的に進める必要があります。

将来負担比率の推移(%)

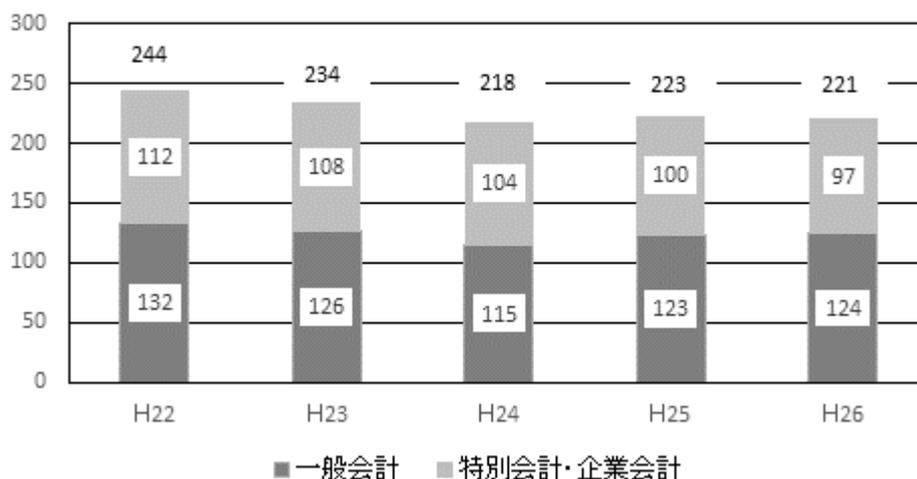


類似団体: 18.9(H25)

(4) 巨額の地方債発行残高

本町の平成26年度における地方債発行残高は、一般会計分で約124億円となっています。特別会計および企業会計分を含めると221億円となるなど、地方債発行残高の削減は財政健全化への大きな課題となっています。

地方債発行残高の推移(億円)



類似団体(一般会計): 64億円(H25)

2.2 第2次行財政改革大綱の達成度評価

本町では、平成23年度から27年度にかけて、第2次行財政改革大綱の基本方針に基づき、以下の4つの柱（基本方針）、18分野について、全141の改善改革実施項目を設定、不断の行財政改革を推進してまいりました。

その実施計画141項目の内、100%完遂した項目が72項目（51.1%）、概ね達成・継続中（達成度：75～50%）の項目が60項目（42.5%）、未達（達成度：25～0%）の項目が9項目（6.4%）となっています。

第2次行財政改革大綱における未達項目、継続中の項目については、その原因を精査し、必要に応じて、「第3次宝達志水町行財政改革大綱」に引き継いでまいります。

第2次行財政改革大綱の達成度評価

基本方針	取組内容 (実施項目数)	達成 (100%)	継続中 (75～50%)	未達 (25～0%)
効率的で効果的な 行財政運営	事務事業の見直し (31項目)	23	5	3
	民間委託等の推進 (5項目)	0	5	0
	行政評価制度の導入 (1項目)	0	0	1
	公共施設の統廃合の推進 と有効利用(6項目)	2	3	1
	電子自治体の推進 (5項目)	3	2	0
	組織機構の見直し (4項目)	2	0	2
	定員管理と給与の適正化 (5項目)	3	2	0
人材育成の推進	人材育成基本方針の推進 (2項目)	2	0	0
	職員研修制度の充実 (6項目)	5	1	0
	職員の意識改革 (6項目)	3	1	2
行政サービスの質 の向上	住民との対話の推進 (8項目)	5	3	0
	情報公開の推進 (6項目)	4	2	0
	協働のまちづくりの推進 (4項目)	1	3	0

財政運営の健全化	財政健全化の推進 (13 項目)	6	7	0
	補助金等の見直し (13 項目)	4	9	0
	自主財源の確保 (18 項目)	7	11	0
	公営企業及び公社等の経 営健全化 (5 項目)	2	3	0
	特別会計財政の健全化 (3 項目)	0	3	0

* 達成度は平成 27 年 3 月末時点の状況。担当課判断による。

第 2 次行財政改革大綱における未達（達成度：25～0%）項目一覧

事務事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙投票区等の見直し（総務課） ・ 申告受付事務の一元化（税務課） ・ 消防団組織の再編成（危機管理室）
行政評価制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政評価制度の導入（総務課）
公共施設の統廃合の推進と有効 利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の統廃合（こども家庭室）
組織機構の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収納事務の一元化（総務課） ・ 施設管理業務の一元化（総務課）
職員の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事評価制度と連携した目標管理制度の確立（総務課） ・ 昇任試験の導入（総務課）

3 第3次行財政改革大綱の基本方針

行財政改革とは、単に経費の削減を行うことを目的としたものではなく、関係者全員が知恵と汗を出し合って、真に必要な行政サービスを最少の経費で、持続的に提供していく方策を探ることで、住民満足度が高まるような、新しいまちづくりを進めていくための手法です。

また、町の行財政運営の手法についても、徹底したコスト管理、改善・改革姿勢など実情に応じて工夫をしながら独自の行政経営手法を確立することが求められています。そのためにも、首長と意識を共有し、高いモチベーションを持った職員が「経営」に関わることが重要となってきます。

さて、本町の財政状況については、この5年間で改善がみられたものの、厳しい状況であることには変わりありません。さらに今後の5年間を考えた場合も、地方交付税の合併算定特例の終了や国勢調査による人口の減少など、さらに厳しい財政状況が予想されています。このような状況から、財政の健全化をさらに推進するとともに「真に必要な行政サービス」を「持続的に提供」していくことを課題として、これを支えることができる経営体質をつくりあげていかなければなりません。

本「第3次行財政改革大綱」では、住民や関係者、職員が情報を共有し、一体となって、知恵と汗を出し合って「行財政改革＝体質改善」に取り組むため、以下の3つの基本方針を定め、これを推進してまいります。

3.1 人材育成による行財政改革の推進

職員の政策形成能力、職務遂行能力、改善・改革能力を醸成し、行政サービスの質を維持・向上させるとともに、少数精鋭の事務事業運営を実現することで、行政コストの削減に努めます。

3.2 協働のまちづくりの視点による行財政改革の推進

地域にとって何が必要で、それは誰が担うべきか？を明確にし、「自助・共助・公助^(*04)」の視点で、行政サービスのあり方を見直し、より効果的で効率的な行政サービスが提供できる体制を整えます。このため住民、団体、企業等の多様な担い手による主体的な取組みを醸成し、「協働のまちづくり」を推進してまいります。

3.3 効果的で効率的な事務事業運営による行財政改革の推進

コスト意識、改善・改革意識をもって、行政サービスの質を落とすことなく、最小のコストで事務事業を運営できるよう、徹底的な改善・改革に取り組みま

す。事務事業の運営状況を継続的に評価（Check）し、見直す（Action）など、PDCA マネジメントサイクル^(*05)を回し、全庁での改善・改革を進めます。

4 計画期間

計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

5 推進体制

行財政改革の推進は、全庁的な取り組みと、その進捗管理が最重要であることから、庁内においては

- ・ 宝達志水町行財政改革推進本部
- ・ 宝達志水町行財政改革専門部会

を設置し、改革の推進役になるとともに、常に進捗状況を把握します。

さらに町長の諮問機関として

- ・ 宝達志水町行財政改革審議会

を組織し、多面的な観点から行財政改革の検証と評価、見直しの意見などを提示していただき、不断の改革を進めていく体制を整えます。

また、行財政改革の推進状況については、適宜、広報誌、ホームページなどにより、住民にわかりやすく公表していくこととします。

第2章 取り組み内容

1 人材育成による行財政改革の推進

1.1 人事評価制度の活用

地方公務員法改正（平成26年5月）^(*06)の主旨を踏まえた人事評価制度を適切に活用することで、職員の能力開発、意識改革を進め、頑張った人が正当に報われる人事制度の確立を目指します。

【主な改革項目】

- ・ 人事評価制度の適正な運用

1.2 経営的視点、政策形成能力を持った職員の育成

人材育成方針に基づき職員の職務遂行能力を高めることで、行政サービスの質を維持・向上させるとともに、少数精鋭の事務事業運営を実現することで、行政コストの削減に努めます。

また、政策形成の段階においては課内の枠を超えて横断的に行うワークショップや経営戦略会議（仮称）等により経験と能力を結集し政策の立案を行っていきます。

さらに地方創生や分権の時代をリードしていくため、財務知識、政策（戦略）形成能力等の醸成に努め、地域や組織を経営するという意識や視点を持った職員の育成に取り組みます。

【主な改革項目】

- ・ 職員の能力開発と促進
- ・ 横断的で柔軟な組織体制の運用
- ・ 職員提案制度の積極的な活用

1.3 多様な人材の登用と活用

人材育成基本方針に基づき、拡大、多様化する行政需要に応えるため経験豊かで即戦力になりうる人材の積極的登用を進めます。このほか多様な任用形態の検討やワークライフバランス（仕事と生活の調和）に資する取組を推進するなど、職員の意識と能力を最大限発揮できるようまた、誰もが働きやすい職場づくりを目指します。さらに、男女の違いや障がいの有無などにかかわらず真に意欲と能力のある人の登用、活用を進めるため昇任試験の導入を図ります。

また、職員の総人件費を抑制しつつ行政サービスの質の維持・向上を図るため事務事業の見直しや組織の効果的な見直しを行い施策や業務内容と業務量を

分析し、その結果に基づき計画的に職員数を調整するなど定員適正化の取組を推進します。

【主な改革項目】

- 昇任試験の導入
- 定員適正化の推進
- 職場環境の整備

2 協働のまちづくりの視点による行財政改革の推進

2.1 住民協働のまちづくり

町民一人ひとりがまちづくりの主役として主体的にまちづくりに参画する「住民協働のまちづくり」を推進していきます。また、少子高齢化により人口の少ない集落については、その機能を維持するため、集落間での連携・協力体制を支援するなど地域課題の解決方法やまちづくりの方向性を共有し、それぞれの地域の特性に応じた住民自治の充実を図ります。

また、自助・共助・公助の視点ですべての事務事業を見直し、誰がその役割を担うべきかの検討を行います。地域でできることは地域で、民間でできることは民間で行うなど、より地域に密着した効果的で効率的な事業展開を進めます。

また、住民との協働のまちづくりを進めていくためには、町広報やホームページを通じて、わかりやすく親しみやすいものになるよう企画や構成を見直すとともに、町政情報の的確かつ迅速な発信を行うほかパブリックコメント等により広く町民の意見を聞く体制をさらに推進していきます。

(1) 地域の自発的取り組みの支援

【主な改革項目】

- 集落間における交流の推進
- 自主防災組織リーダーの育成
- 集落の防災士主導による防災訓練等の支援
- 地域おこし協力隊による事業支援

(2) わかりやすい町政情報の発信

【主な改革項目】

- 町政懇談会の開催
- 広報、ホームページの充実
- パブリックコメント制度の推進

2.2 施設管理の見直し

公の施設に関しては、公共施設等総合管理計画に基づきその施設のあり方、行政としての関与の必要性などについて検証を行ったうえで、施設の存続・廃止の判断を行います。また、施設を存続する場合は、指定管理者制度等を活用した管理運営を進めていきます。

【主な改革項目】

- ・ 伝説の森公園管理業務の見直し
- ・ 山の龍宮城管理業務の見直し
- ・ 公園管理業務の検討・見直し
- ・ 小学校および保育所の統廃合の推進
- ・ 文化財施設管理業務の見直し

3 効果的で効率的な事務事業運営による行財政改革の推進

3.1 不採算事業の抜本的見直し

一般会計の不採算事業のほか、特別会計部門、企業会計部門における採算性が悪く一般財源からの持ち出しが大きい事業については、経営改善に努めていきますが、それでも収支改善が難しいと判断されれば、抜本的な見直しを実施します。

【主な改革項目】

- ・ 古墳の湯施設の譲渡の検討
- ・ ケーブルテレビ事業の健全経営に向けた取組の推進
- ・ 下水道事業の健全経営に向けた取組の推進

3.2 事務事業の整理合理化と効果的な推進

全ての事務事業について、前例や慣習などにとらわれることなく、その必要性や事業の有効性を検証し、事務事業の大胆な廃止や縮小、整理・統合、委託化などの見直しを行ないます。また、重要施策については政策評価の手法に基づく改善・改革を行うことにより、成果を重視した取り組みとするほか、予算事業に限らず、定型的な事務についてもその効率的な運用、経費の節減を図るべく改善改革を進め、真に必要なサービスを最小のコストで提供できる、合理的な行政経営に努めます。

【主な改革項目】

- ・ 消防団組織の再編成
- ・ 財政健全化のための繰上償還の実施
- ・ 窓口業務の統合と民間委託の推進

- ・ 認定こども園への移行を踏まえた保育所運営の見直し
- ・ 志雄病院新改革プランの推進
- ・ 国民健康保険直営診療所の整理統合

3.3 自主財源の確保

財政健全化のためには自主財源の確保が不可欠となり、そのための税収増につながる対策を講じていきます。定住化の促進、新たな産業の創出、ふるさと納税の推進、公有財産の活用、遊休資産の整理など、あらゆる手段を講じて財源確保を図ります。また、町税や公共料金の滞納は負担の公平性の観点から重要な課題であり、滞納整理を着実に実施し、収納率の向上に取り組んでいきます。

【主な改革項目】

- ・ 町税等滞納整理の強化
- ・ ふるさと納税の推進
- ・ 封筒の有料広告の推進

3.4 補助金、使用料、委員報酬等の見直し

町が拠出している補助金（団体補助金、事業補助金、助成金等）は、拡大の一途を辿り、既に平成27年度予算では3億円近くに達する状況になっています。大幅な見直しが求められます。行政の責任分野、交付団体の設立目的、活動内容、費用対効果、経費負担のあり方などについて、補助金等に関する基本方針に基づき整理合理化を図る必要があります。

各公共施設の使用料・利用料徴収についても必ずしも適正な料金設定、運営がなされているとはいえません。今後は、受益者負担の原則に基づき、全ての施設利用料等について、適正な運用（使用料等の徴収）を進めていきます。

また、各種審議会等の委員報酬についてもその拘束時間等の実態に合わせて見直しを進めます。

(1) 補助金・助成金の整理合理化

【主な改革項目】（150万円以上の補助金・助成金）

- ・ 社会福祉協議会運営事業費補助金
- ・ デマンドタクシー運行事業補助金
- ・ 土地改良施設維持管理補助金
- ・ コミュニティー施設整備事業費補助金
- ・ 有害鳥獣対策事業費補助金
- ・ イノシシ捕獲奨励金

ほか全補助金・助成金

(2) 受益者負担の適正化（使用料等）

【主な改革項目】

- 町民センター（アステラス）使用料の見直し
- 学校施設使用料の見直し
- 生涯学習センター（さくらドーム 21）使用料の見直し
- 体育施設使用料の見直し

(3) 委員の定員、報酬および組織構成の見直し

【主な改革項目】

- 各種委員の定員、報酬および組織構成の見直し
- 行政委員会委員報酬等の見直し

(4) 負担金等の見直し

【主な改革項目】

- ごみ袋料金の見直し
- 水道料金の適正化
- 下水道料金の適正化
- 学校給食負担金の見直し

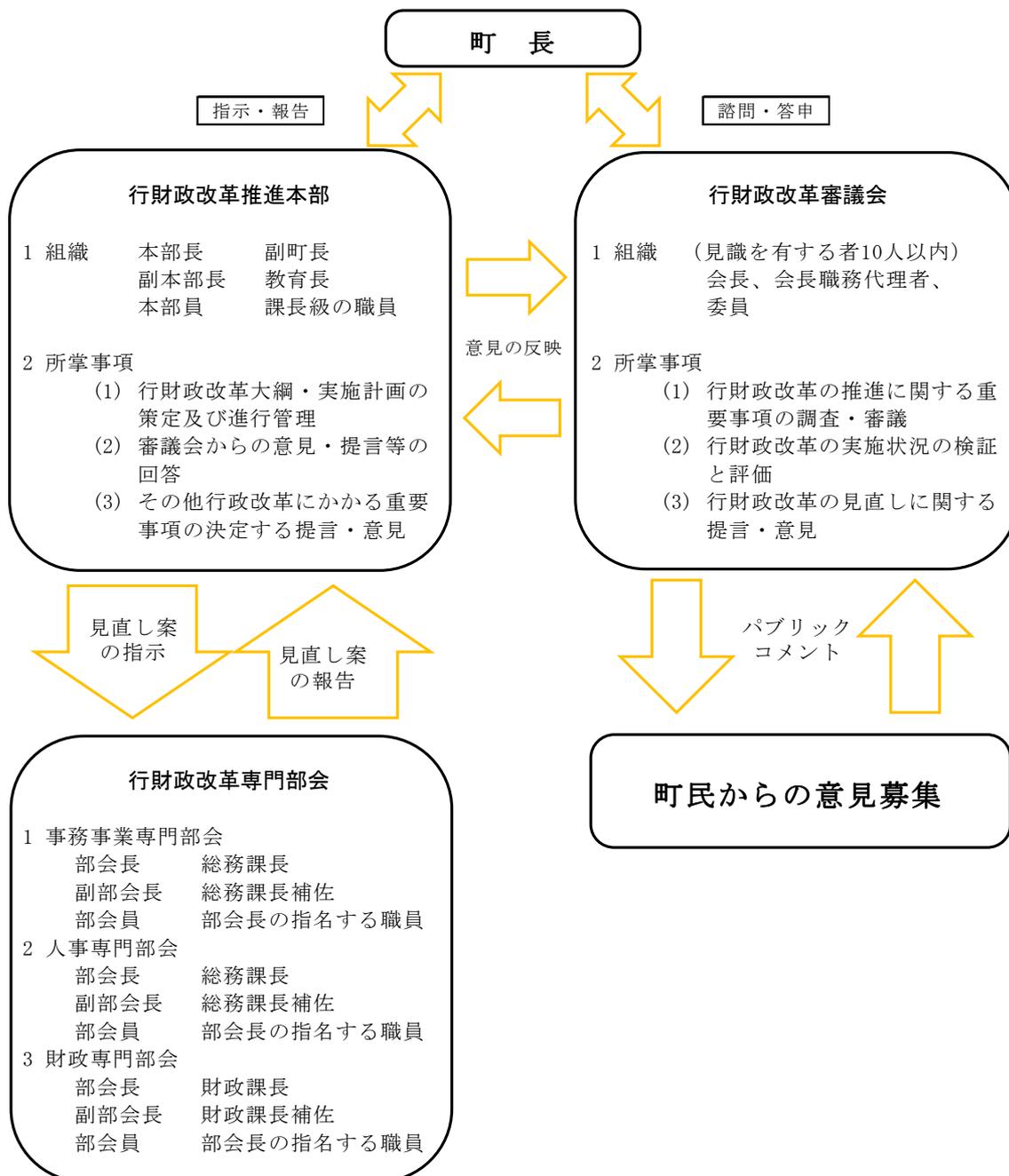
資料編

1 財政収支見通し

		(単位:百万円)									
区分	項目	H25(決算)	H26(決算)	H27推計	H28推計	H29推計	H30推計	H31推計	H32推計		
入	自主財源	町税	1,531	1,591	1,512	1,500	1,480	1,450	1,430	1,410	
		分担金及び負担金	99	101	96	91	87	84	81	78	
		使用料及び手数料	184	179	170	168	165	165	165	165	
		財産収入・寄附金	12	28	30	10	10	38	38	38	
		繰入金	20	742	284	120	80	346	170	200	
		繰越金	97	297	468	473	183	71	23	55	
		諸収入	98	87	79	75	75	75	75	75	
		(小計)	2,041	3,025	2,639	2,437	2,080	2,229	1,982	2,021	
		自主財源比率(%)	20.7	27.8	33.0	31.4	28.9	30.7	28.6	29.3	
	依存財源	地方交付税	3,834	3,833	3,636	3,420	3,365	3,455	3,320	3,265	
		国・県支出金	1,224	1,781	957	840	850	860	870	875	
		町債	2,459	1,939	462	745	565	374	363	344	
		その他	285	293	309	318	343	343	393	393	
		(小計)	7,802	7,846	5,364	5,323	5,123	5,032	4,946	4,877	
	歳入合計		9,843	10,871	8,003	7,760	7,203	7,261	6,928	6,898	
	出	義務的経費	人件費	1,155	1,168	1,160	1,148	1,137	1,126	1,115	1,104
			扶助費	793	875	854	865	873	881	890	900
			公債費	1,763	1,950	1,415	1,207	1,174	1,454	1,271	1,309
			(小計)	3,711	3,993	3,429	3,220	3,184	3,461	3,276	3,313
投資的経費		1,610	3,176	508	250	380	230	230	230		
その他経費		物件費	907	1,011	1,070	1,048	1,027	1,006	986	966	
		補助費等	2,631	1,420	1,579	1,793	1,696	1,705	1,628	1,604	
		繰出金	563	572	666	693	712	731	672	677	
		積立金	72	168	246	233	93	65	41	57	
		その他	52	63	32	340	40	40	40	40	
		(小計)	4,225	3,234	3,593	4,107	3,568	3,547	3,367	3,344	
歳出合計		9,546	10,403	7,530	7,577	7,132	7,238	6,873	6,887		
歳入歳出差引		297	468	473	183	71	23	55	11		
基金残高		2,577	2,015	1,963	2,076	2,089	1,807	1,678	1,535		
	うち財政調整基金	533	533	534	534	534	535	535	535		
地方債残高		12,307	12,442	11,190	10,970	10,589	9,699	8,807	7,853		
実質公債費比率		18.6	16.9	14.3	13.4	12.6	14.4	14.7	15.6		
将来負担比率		144.3	141.9	131.8	142.4	135.8	132.0	124.0	112.9		

2 第3次宝達志水町行財政改革推進体制

(1) 第3次宝達志水町行財政改革推進体制図



(2) 第3次宝達志水町行財政改革審議会

職	氏名
会長	中村俊夫
会長職務代理者	金子淳人
委員	中村功
〃	中橋樹
〃	坂本洋子
〃	羽多千枝子
〃	松田文江
〃	津田栄
〃	松永有史

(順不同)

(3) 第3次宝達志水町行財政改革推進本部

(平成27年度)

No.	役職	氏名	備考
1	本部長	松浦敏昭	副町長
2	副本部長	勝二信隆	教育長
3	本部員	米谷勇喜	総務課長
4	〃	越野好則	総務課危機管理室長
5	〃	藤本清司	情報推進課長
6	〃	近岡和良	財政課長
7	〃	松栄忍	企画振興課長
8	〃	松原富美男	住民課長
9	〃	村井康志	税務課長
10	〃	村井仁志	健康福祉課長
11	〃	藤井弥生	健康福祉課こども家庭室長
12	〃	一家剛	農林水産課長
13	〃	谷川弘一	地域整備課長
14	〃	村山敬一	学校教育課長
15	〃	荒井一彦	学校教育課長(管理指導担当)
16	〃	安達大治	生涯学習課長
17	〃	村井伸行	生涯学習課文化財室長
18	〃	定免敏彦	会計管理者兼会計課長
19	〃	岡田正人	議会事務局長
20	〃	高畠信夫	病院事務局長
	庶務	金田成人 坂井賢 守田幸浩 中本達也	総務課長補佐 総務課長補佐 財政課長補佐 総務課主任

(4) 第3次宝達志水町行財政改革専門部会

(平成27年度)

事務事業専門部会		庶務 総務課
○ 部会長	米谷 勇喜 (総務課長)	
○ 副部会長	金田 成人 (総務課長補佐)	
○ 部会員	坂井 賢 (総務課長補佐)、山本 昭弘 (総務課危機管理室次長) 松田真由美 (情報推進課長補佐)、守田 幸浩 (財政課長補佐) 松浦 賢也 (企画振興課長補佐)、荒井 雅子 (住民課長補佐) 菅野 嘉一 (税務課長補佐) 定免 文江・山本 重之・小川 智子 (健康福祉課長補佐) 森田 哲也 (健康福祉課こども家庭室次長) 杉谷 克久 (農林水産課長補佐) 中橋 聡 (農業委員会事務局次長) 竹中 義博・松原 好秀 (地域整備課長補佐) 上田 弘人 (会計課長補佐)、大下 佳子 (学校教育課長補佐) 宮本 孝則 (生涯学習課長補佐)、松田 英世 (病院事務局次長) 開 美紀 (議会事務局主幹)、中本 達也 (総務課主任)	
人事専門部会		庶務 総務課
○ 部会長	米谷 勇喜 (総務課長)	
○ 副部会長	坂井 賢 (総務課長補佐)	
○ 部会員	田中真理子 (総務課主幹)	
財政専門部会		庶務 財政課
○ 部会長	近岡 和良 (財政課長)	
○ 副部会長	守田 幸浩 (財政課長補佐)	
○ 部会員	菅野 嘉一 (税務課長補佐)、竹中 義博 (地域整備課長補佐) 松田 英世 (病院事務局次長)、松本 宗久 (財政課主任)	

3 策定経緯

年 月 日	実 施 内 容
平成 27 年 6 月 16 日	○ トップ（町長、副町長）ヒアリング
7 月 21 日	○ 第 1 回 行財政改革推進本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次行財政改革について ・ 第 3 次行財政改革大綱目次（案）について ・ 第 3 次行財政改革大綱調査シート等の作成について ・ 第 3 次行財政改革大綱・実施計画策定スケジュール（案）について ・ 第 3 次行財政改革推進体制について
7 月 22 日	○ 行財政改革大綱策定に伴う職員研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 町の財政状況にみる行財政改革の必要性 ・ トップヒアリングにみる行革への取組 ・ 行財政改革策定スケジュール ・ 現場で進める行財政改革 ・ 業務棚卸調査、簡易事務事業評価で進める改善・改革
7 月 30 日 ～ 8 月 24 日	○ 業務棚卸調査、簡易事務事業評価の実施
9 月 2 日 ～ 9 月 3 日	○ 業務棚卸に基づく各課ヒアリングの実施
9 月～10 月	○ 第 3 次行財政改革大綱（素案）作成
11 月 9 日	○ 第 2 回 行財政改革推進本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次行財政改革大綱（素案）について ・ 第 3 次行財政改革大綱実施計画の作成について
11 月 20 日	○ 第 1 回 行財政改革審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次行財政改革大綱策定について諮問 ・ 推進体制について ・ 策定スケジュールについて ・ 第 3 次行財政改革大綱（案）について
12 月 15 日	○ 第 3 回 行財政改革推進本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政収支見通しについて ・ 第 3 次行財政改革大綱実施計画（素案）について
12 月 22 日	○ 第 2 回 行財政改革審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次行財政改革大綱実施計画（案）について ・ パブリックコメントの実施について
12 月 25 日 ～平成 28 年 1 月 24 日	○ 第 3 次行財政改革大綱（案）・実施計画（案）に対するパブリックコメントの実施
2 月 5 日	○ 第 3 回 行財政改革審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの実施結果について ・ 第 3 次行財政改革大綱（案）・実施計画（案）について ・ 答申（案）について

2月9日	○ 第3次行財政改革大綱（案）・実施計画（案）答申
2月16日	○ 第4回 行財政改革推進本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革審議会からの答申について ・第3次行財政改革大綱（案）・実施計画（案）について

※ 随時各課ヒアリング

4 用語解説

*01：経常収支比率

地方自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合。経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

財政状況判断の目安として、この比率が

75%～80%未満の場合	…	妥当である
80%以上の場合	…	弾力性を失いつつある
90%以上の場合	…	財政構造が硬直化している

*02：実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、一般財源の規模に対する公債費の割合を指標化したもので、3か年分を平均したもの。

18%以上の場合	…	地方債発行に国や都道府県の許可が必要になる。
25%以上の場合	…	独自事業の起債が制限され、早期健全化団体に指定される。
35%以上の場合	…	国と共同の公共事業向けの起債が制限され、財政再生団体に指定される。

*03：将来負担比率

一般会計等、公営事業会計、一部事務組合・広域連合及び公社等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の残高が標準的な収入に対してどれくらいの割合になるかを指標化したもの。

350%以上の場合	…	独自事業の起債が制限され、早期健全化団体に指定される。
-----------	---	-----------------------------

*04：自助、共助、公助

「自助」とは、他人の力によらず、当事者である自分（本人）や家族の力だけで課題を解決すること、「共助」とは、地域や住民レベルでの支え合いなどを指

し、「公助」とは、行政による支援活動を示す。

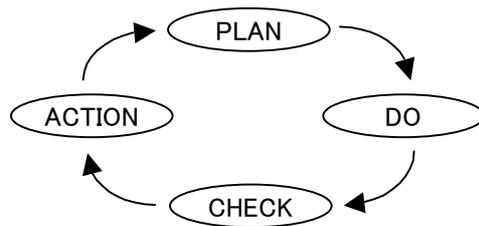
まず「自助」ありきで、足りないものは「共助」で補い、最終的な方法として「公助」があるという考え方。

「自助、共助、公助」は主に防災・災害対策などを考える中で用いられ、この考え方に基づき、互いに連携し一体となった行動をとることで、被害を最小限にできるとともに、早期の復旧・復興につながるとされる。

*05：PDCA マネジメントサイクル

業務管理の手法の一つで、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)という活動を順に実施し、最後の改善を次の計画(Plan)に結びつけ、らせん状に業務品質の維持・向上や、継続的な業務活動の改善などを推進していく手法。典型的なマネジメント手法として、経営活動の中に取り入れられている。

PDCA マネジメントサイクル



*06：地方公務員法改正

「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 34 号）により、地方公共団体等においても、能力及び実績に基づく人事管理を徹底することが定められた。その内容としては、

- 能力本位の任用制度の確立

任用（採用、昇任、降任、転任）の定義を明確化するとともに、職員の任用は、職員の人事評価その他の能力の実証に基づき行うものとする。

- 人事評価制度の導入

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする。

- 分限事由の明確化

分限事由の一つとして「人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合」と明確化する。

などとなっている。

第3次行財政改革大綱（平成28年度～平成32年度）

平成28年2月策定

宝達志水町総務課

〒929-1492

石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地1

TEL 0767-29-8210

FAX 0767-29-4623

E-mail somu@town.hodatsushimizu.lg.jp
